

富山県立大学学術相談取扱規程

平成 28 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、富山県立大学（以下「本学」という。）における学術相談の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学術相談 企業等（以下「依頼者」という。）からの相談依頼に基づき、本学の研究者がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき、期間を定めて有償で指導助言を行い、依頼者の業務又は活動を支援するものをいう。

(2) 学術相談担当者 学術相談を担当する本学の研究者をいう。

(3) 学術相談料 学術相談の対価として依頼者が本学に支払うものをいう。

(学術相談の基準)

第 3 条 学術相談は、原則として研究者の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するもので、かつ本来の教育、研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(学術相談の条件)

第 4 条 学術相談は、次の各号の条件に掲げる条件のもとに、受け入れるものとする。

(1) 学術相談の受入れにあたって、事前に相談内容に応じた実施期間を定めること。

(2) 学術相談の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利は、その学術相談担当者の寄与分を本学に帰属させること。

(3) やむを得ない理由により学術相談を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責めを負わず、また原則として学術相談料は返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、

不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。

(4) 依頼者は、学術相談料を当該学術相談の開始前に納付すること。

ただし、特段の理由があると認める場合はこの限りではない。

(5) 前各号に定めるもののほか学長が特に必要と認める条件

(学術相談の申込み)

第5条 学術相談の申込みをしようとする者は、学術相談申込書（別紙様式第1号。以下「申込書」という。）を学長に提出するものとする。

(学術相談の受入れの決定等)

第6条 学長は、前条の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、学術相談の受入れを決定するものとする。

2 前項の決定に当たり、依頼者が、国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人であるときは、学長は、あらかじめ理事長に協議するものとする。

3 学長は、受入れを決定したときは、依頼者にその旨を通知するとともに理事長に報告するものとする。

(学術相談の中止又は期間の延長)

第7条 学術相談担当者は、学術相談を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他やむを得ない事由があるときは、当該学術相談を中止し、又はその期間の延長を決定し、遅滞なくその旨を当該依頼者に通知するものとする。この場合、学長は、理事長にその旨を報告するものとする。

(成果の公表)

第8条 学術相談による成果の公表については、公表の可否及び公表の内容について、依頼者と協議して定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、学術相談の取扱いに関し必要な

事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。